

## 対日相互審査 報告書概要(仮訳)

### 背景

1. 本報告書は、現地調査が行われた2008年3月5日から 21 日及びその直後における日本の資金洗浄・テロ資金対策についてまとめたものである。この報告書は、こうした対策の説明・分析を行い、制度を強化するための勧告を提供するものである。また、日本のFATF40+9の勧告の遵守状況の水準を示す。(FATF勧告の遵守状況の評価についての別表参照)

2. 概して、日本の国内犯罪率は非常に低く、警察は国内における資金洗浄の仕組みを十分に認識している。日本の当局がまとめた統計によると、過去3年間における、犯罪収益の主要な源泉は、薬物犯罪、詐欺、ヤミ金融事犯である。警察庁によると、国内で乱用されている薬物のほとんどは海外から密輸入され、組織犯罪グループ、または英語圏では「やくざ」としてよく知られている暴力団などの犯罪組織により密売されている。2006年、組織犯罪グループは、資金洗浄に関する事件の約40%に関与していた。洗浄された資金の原資は、主に売春、賭博、ヤミ金融事犯の犯罪収益である。近年、振り込め詐欺が認知されており、組織犯罪グループが関与している場合もある。

3. 振り込め詐欺の手口は以下の4つである。i)電話を利用して、親族、警察官、弁護士等を装い、交通事故示談金等を名目に、現金を預貯金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る「オレオレ詐欺」、ii)郵便、インターネット等を利用して、不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を預貯金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る「架空請求詐欺」、iii)実際には融資しないにもかかわらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、現金を預貯金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る「融資保証金詐欺」、iv)税金の還付等に必要手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法な利益を得る「還付金詐欺」。

他の、重大な傾向であるヤミ金融事犯の手口として、法定を超える金利で、5万円(300ユーロ/475ドル)程度の少額融資を反復して行うものがある。この種の被害額は、2003年以降で、200億から350億円の範囲にある。

4. 本報告の時点では、日本は国内において、国連で指定されているテロリスト及びテロ組織によるテロ行為の被害を受けたことはない。しかしながら、かつてテロ行為を行った幾つかのテロ組織は、日本を本拠として活動している。共産主義者同盟赤軍派(後に、同組織からマルクス・レーニン主義革命組織である日本赤軍が分派した)

は日本で重大犯罪を実行し、日本赤軍は1970年代の主要なテロ攻撃の首謀者である。1995年に東京の地下鉄サリン事件を実行した団体であるオウム真理教はいまだに活動しており、最近では、資金獲得活動として薬物販売に係る犯罪及び詐欺行為を行った。

## 法体制及び関連する制度的な措置

5. 日本は1992年の麻薬特例法第6条の規定により、薬物犯罪収益の隠匿を犯罪化した。2000年、「犯罪収益」の定義は、薬物に関する犯罪以外の犯罪の実行及びその収益の隠匿に拡大し、指定された犯罪類型に対応する組織犯罪処罰法の別添リストに掲載される犯罪が対象となった。日本の刑法は、犯罪収益を生み出す前提犯罪の事前の有罪判決を要求しない。未遂及び自らの利益に供する資金洗浄はこれらの法律により罰せられ得る。幫助、援助、相談は刑法62条で犯罪とされ、犯罪行為の教唆は、同法61条で犯罪とされている。資金洗浄罪の範囲は、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律(テロ資金処罰法)を除き「犯罪収益」との表現により言及される全ての種類の資産に対象が及んでいるが、テロ資金処罰法が使用している文言「資金」(“funds”)の定義は、特別勧告Ⅱ(テロ資金供与の犯罪化)の要求に合致しない。

6. 刑法38条は、故意及び意図的に罪を犯す犯罪者の罰則を規定している。この一般的な規定は、資金洗浄犯罪にも適用される。日本の法制度のもとでは、刑事手続は、民事及び行政手続と分離しているため、刑事責任の追及は、民事及び行政措置が同様に実施されることを妨げるものではない。日本の法律は、刑罰の根拠となった事実による民事及び行政罰を妨げない。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織犯罪処罰法)17条、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(麻薬特例法)15条は、法人の代表者、代理人、従業員又は法人の業務に関わる者が、法人の業務に関連して資金洗浄行為を行った場合の罰則を規定している。犯罪を実行した者は罰せられ、法人にも罰金が科せられる。法に基づき、罰金の額は、100万円から300万円の間であり(約 6,000 ユーロ/9,450 ドル、18,000 ユーロ/28,300 ドル)、従って法人に対する罰則は抑圧的であると見なすことは出来ない。2003年から2007年では、5法人のみが資金洗浄罪で実刑となり、適用された罰金は100万円から250万円の間である。

7. 資金洗浄に関する事件に関する起訴件数は、急激に増加している(2003年は105件、2004年は111件、2005年は164件、2006年は225件)が、特に薬物消費や日本の組織的な犯罪集団に関する問題に鑑みれば、少ないままである。これらの数値は、部分的には起訴の決定から理解できる。すなわち、検察官は有罪がほぼ確実な場合のみ起訴をしている。法人の起訴を含む資金洗浄事件の有罪判決の少なさから、資金洗浄の犯罪化の実効性が疑問視される。

8. 日本は、2002年のテロ資金処罰法を通じて、テロ資金供与防止条約に列挙されている活動を犯罪化している。同法は、情を知って、公衆等脅迫の犯罪の実行を容易にする目的で、資金を提供し、収集する者を処罰する。しかしながら、日本の法律は、資金の収集がテロリストによって行われた場合のみを犯罪としており、また、間接的

な資金の提供、収集が対象となっているのか不明である。テロ行為の実行以外の目的でテロ組織及びテロリストのために資金を提供し、収集することが対象となっているのかも不明である。「資金」は当該法律では定義されていない。他の法律における資金という用語の使用方法に基づけば、日本語の「シキン」は、「資金、資本」を意味しており、現金や簡単に現金に替えられる物に関連している。それゆえ、テロ資金処罰法の「資金」という単語は、簡単に現金に替えられるものだけでなく、「あらゆる種類の資産」を含むとする特別勧告Ⅱ（テロ資金供与の犯罪化）の全ての局面を対象とするのに不適切である。

9. 未遂罪は処罰の対象とされている。また、テロリスト資金供与に関する犯罪（資金の提供及び収集）の未遂である場合や、資金が合法的に収集、提供された場合の例外を除き、テロ資金供与は、資金洗浄の前提犯罪となっている。刑法の一般規定は、故意、刑事、民事及び行政罰、法人の法的責任に適用される。資金の提供及び収集の罪又はその未遂罪は、10年の懲役、1000万円（約60,000ユーロ／94,500ドル）の罰金に処される。この罰金刑は、法人に適用される際は、テロの脅威と釣り合いがとれておらず、抑制的と考えるには低すぎる。加えて、捜査の件数が非常に少ない。しかしながら、日本においては、現実に法律が遵守されているということによって、起訴件数がないという事実自体は、否定的な評価とはならない。

10. 日本は、犯罪収益の没収、凍結、差押のための包括的かつ効果的な制度を確立している。追徴手続も設けられている。この制度によって、没収されない資産に相当する資産を追徴できる。没収手続と追徴手続の数に、かなりの開きがあり、裁判所は追徴手続を好んで採用している事が分かる。追徴命令件数に比べて、没収命令の件数が少ないことは、制度が十分にかつ効果的には実施されていないことを示すものである。

11. テロリストの資産凍結に関し、日本は一定の取引を事前許可制とするメカニズムを確立している。この許可制は、(i)外貨建取引、日本にいる非居住者や海外との取引がなされる場合が対象であるため、それ以外の場合に国内資産が利用可能となる可能性があること、(ii)居住者による指定されたテロリストに対する支援を対象にしていないことから、テロリストの資産が遅滞なく凍結されない。これに加え、新たにテロリスト（個人及び法人を含む）の指定がなされた際に、既に日本にある資産の真の帰属を確認するため、顧客のデータベースをスクリーニングする明示的な義務が金融機関に対し課されていない。ただし、日本の当局者は、許可義務を適切に履行するため金融機関は顧客のデータベースをスクリーニングしなければならないと述べたが、審査団はこの説明に満足していない。テロリストの資産を保全するための命令期間や、30日以内の訴追着手義務によって、テロリスト資産を遅滞なく保全できない。最後に、「資金」の定義が広義でないため、当局が保全できる資産が限定されている。

12. 2007年4月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）により、日本のFIU（Financial Intelligence Unit: 資金情報機関）が金融庁（JAFIO）から警察庁へ移管し、名称がJAFICに変更され、職員数が増員された。JAFICが受理するSTR（Suspicious Transaction Report: 疑わしい取引の届出）件数は継続的に増加している（2005年の約9万9千から、2006年11万4千、2007年には15万8千以上）。JAFICは、受理したSTRのデータとJAFICが保有するSTR

データとの照合を自動的に行い、受理した STR の約 60%を都道府県警察、検察官、税関、海上保安庁、金融庁内の証券取引等監視委員会を含む法執行機関に情報提供している。また、STR に含まれる総合的な情報の精査や、警察情報、行政情報及び公刊情報との照合を含む詳細な分析が行われており、その件数は増加している。JAFICはSTRの分析を行うために法執行及び他の情報にアクセスでき、警察情報データベースを通じて情報を照合するための高い情報技術を持ち合わせている。しかしながら、資金洗浄及びテロ資金供与のタイポロジー(手口)に関する分析をより行うべきである。STR は金融機関から所管官庁に届け出られ、その後 JAFIC に通知される。2008年3月1日から、新しい電子報告制度が実施されており、この制度によって、疑わしい取引の届出義務が課されている金融機関や指定非金融業者及び職業専門家(DNFBP)は、STRを直接 JAFIC に提出できるようになった。現地調査の段階では、両方のシステムが実施可能であり、STR の25%が電子的に届け出られ、75%が紙媒体及びフロッピーディスクで届け出られた。

13. 現地調査の時点では、JAFICの分析官の数は非常に少なかった。受理するSTR件数の多さやその数が増加していること、完全施行された犯罪収益移転防止法のもとで疑わしい取引の届出義務を課されるDNFBPから今後届け出られることを考えると、現在行われている分析の範囲と質に懸念が残る。

14. JAFIC は設立から12カ月以内に、エグモントグループのメンバーとなり、12 カ国のFIUと情報交換の枠組みを設定した。

15. 資金洗浄及びテロ資金対策に関与している主要な法執行機関は、都道府県警察及び検察庁である。両機関とも資金洗浄及びテロ資金供与を捜査する責を有し、適切な権限が与えられている。しかしながら、資金洗浄及びテロ資金対策を行う法執行機関には、さらなる訓練と捜査のためのリソースが必要となる。

16. 特別勧告区(キャッシュクーリエ対策)について<sup>1</sup>、日本の税関は資金洗浄対策及びテロ資金対策の執行に関する責任を負う。しかし、現地調査期間中、税関当局は密輸と不正取引にのみ説明を費やし、資金洗浄対策及びテロ資金対策の執行能力を有していないようにみえた。結果として、税関当局から JAFIC への越境通貨についての報告はなされなかった。

### 予防的措置—金融機関

17. 顧客管理措置の法的枠組みは犯罪収益移転防止法によって規定され、同法施行令及び施行規則によって実施されている。同法は2007年4月1日に一部が施行され、DNFBPに関する規定は2008年3月1日に施行された。同法はあらゆる領域の金融機関を対象としている。様々な種類の金融機関に対して、金融庁によって「総合的な監督指針」と題する文書が発出されている。同指針は、資金洗浄及びテロ資金対策を取り扱っている。同指針は FATF の定義によるとその他執行力ある手段として

---

<sup>1</sup> 日本は、2008年6月1日に新しい申告制度を施行した。しかし、現地調査時点では、この新しい申告制度について記述された資料は審査団に提供されず、そのため日本の関係当局と同申告制度について議論することができなかつたため、同申告制度については、本報告書には記述されていない。

みなすことは出来ないが、審査団が面談を行なった金融機関は、この拘束力を伴わないガイダンスを遵守している旨の説明を行った。FATF 勧告の規定する全金融機関は、日本の資金洗浄及びテロ資金対策の対象となっている。

18. 金融機関は、法令上明示的に、匿名口座の開設を禁じられていない。しかしながら、犯罪収益移転防止法は、金融機関に顧客の本人確認を実施するよう求めている。日本は、当該条項の反対解釈及び本人特定事項の虚偽申告の禁止に関する条項を根拠規定としているが、これらの要請は、実効上、匿名口座の開設を禁止している。

19. 犯罪収益移転防止法は、金融機関に顧客の本人確認、顧客データの照合（自然人については氏名、生年月日、住所、法人については名称及び本店又は主な事務所の所在地）が要求されている。これらの本人確認義務は、業務関係の確立の際に、200万円以上の取引、10万円を超える送金、以前に入手した顧客データの信憑性、妥当性について金融機関が疑義を持った場合に適用される。顧客管理は、本人確認に限定されており、全ての受け入れ可能な本人確認書類に写真や固有の識別番号が付されている訳ではない。顧客管理は、関連のあると思われる複数回にわたる上記敷居値以下の取引の場合、または、資金洗浄及びテロ資金供与の疑いがある場合をカバーしていない。加えて、顧客や取引が、資金洗浄及びテロ資金供与の手段として使用されるリスクがない、又はほとんどないとされた場合には、本人確認義務から除外される。これらの例外は、FATFメソドロジーにおいては受け入れられないが、例えば一定の証券取引や国・公共団体との取引などが該当する。

20. 顧客管理措置には、代理権限の確認や、受益者又は真の受益者の確認が含まれていない。金融機関に対する、取引関係の目的・性質についての情報収集、継続的な顧客管理の義務付けがなされていない。

21. 日本は、資金洗浄及びテロ資金対策におけるリスクベースド・アプローチを実施していない。つまり、リスクの高い顧客、取引関係に係る強化された顧客管理措置や、簡素化された顧客管理措置の義務付けがない。

22. 日本は PEPs（外国において重要な公的地位を有する者）に関する勧告 6 及び国境を越えたコルレス銀行業務に関する勧告 7 を実施していないほか、技術開発に関する勧告 8 についての措置、特に非対面取引における身元確認や特定に関して十分なものではない。

23. 日本は、金融機関が、第三者機関による本人確認等の顧客管理に依存することを認めていない。

24. 記録保存を義務付ける勧告についてはいくつかの欠落がある。少額契約については当該義務から除外されており、金融機関は、被仕向取引や、顧客との業務上の通信文のファイル及び口座ファイルの保存を要求されていない。金融機関が監督官庁に対して、記録情報を適時に使用可能にすることを求める法令上の規定はない。国内送金に関して、仕向金融機関は、送金人の口座番号や参照番号を保存し又は送付することを義務付けられていない。被仕向金融機関は、被仕向電信送金が完全

な送金人情報を含んでいることを確認する義務がない。金融機関が送金人情報を含めることに繰り返して失敗した場合においては、疑わしい取引の届出や業務関係を終了することを検討することが求められていない。

25. 異常な取引の監視メカニズムは、疑わしい取引の届出制度に全面的に依拠する。勧告11に係る取引に特別の注意を払う必要はなく、そのような取引を検証する必要もないが、例示集として発出された「疑わしい取引の参考事例」は複雑な取引に関する着眼点を多く提供している。勧告21にも同様の指摘が可能である。加えて、金融機関は FATF 勧告を履行しない又は十分に履行しない国・地域が内包するリスクを軽減させる措置をとる義務がなく、日本にはこれらの国・地域を決定し対策をとるメカニズムがない。

26. 犯罪収益移転防止法は、信用保証協会を除き、資金洗浄及びテロ資金供与についての疑わしい取引の届出を義務付けている。権限ある当局は、金融機関による疑わしい取引の届出を促進するために、いくつかの措置を取っている。疑わしい取引の届出の大部分は銀行が提出しており、かつその件数は増加傾向にあるが、保険及び証券を含む他の業種からは、過去数年間に於いて非常に限られた件数の届出しか提出されていない。したがって、保険及び証券業界に関して更なるガイダンスやアウトリーチが行なわれる必要がある。金融機関及びその役職員が善意で疑わしい取引の届出を FIU に対して行う際の金融情報を開示することに伴う民事及び刑事上の責任からの保護については、個人情報保護法、民法及び刑法によって規定されている。疑わしい取引の届出に関する情報漏洩について、二つの規定が存在する。一つ目は顧客及びその関係者への漏洩について規定している。金融機関の役職員は疑わしい取引の届出に関して情報漏洩を犯しても直ちに法に基づいて処罰されることはない。前述した違反行為について金融機関に対して行なわれる行政処分に違反した後においてのみ、処罰される。二つ目は全ての第三者について規定しているが、金融機関の役職員を含む自然人が情報漏洩を行なった場合において直ちに処罰されることはない。金融機関が第三者に情報漏洩を行なった場合のみ処罰されることから、処罰が抑止的とは言えない。

27. 資金洗浄及びテロ資金対策のコンプライアンス責任者の指定、独立した内部監査機能の維持或いは職員採用時に高い規範を維持するための選考過程といった、資金洗浄及びテロ資金供与を防止するための手続、ポリシー、内部管理体制の構築及び維持を金融機関に対して義務付ける規定が、日本の法律には存在しない。強制力を伴わない総合的な監督指針のみがこれらの規定を置いている。海外の支店及び子会社に関しても状況は全く同じであり、法律或いは規制上の義務付けが欠けている。同指針は、金融機関が自らの海外支店を管理及び監督するための内部管理体制を開発させているか否か、及び海外支店における業務の状況及び現地の法制度に関する知識及び経験を有する者を金融機関が有しているか否か、について評価することを監督職員に対して求めているのみである。しかしながら、同指針は海外支店及び子会社による資金洗浄及びテロ資金供与防止措置について具体的に扱っていない。

28. 金融機関はシェルバンク(実体を有しない銀行)との間でコルレス契約を締結或いは維持することを明確に禁止されておらず、コルレス先のシェルバンクによる口座

の利用を許してはならないということも義務付けられていない。

29. 概して、監督当局は資金洗浄及びテロ資金供与対策に関して適切な資源及び人材の配置及び訓練が行なわれている。監督当局は、立入検査及びあらゆる情報、書類及び記録へのアクセスを含め、金融機関の法及び規制の遵守を監視及び確保するための適切な権限を有している。しかしながら、金融機関のうち、主要セクターである銀行、証券、保険及び協同組織金融機関以外に関して限られた件数の検査しか行なわれておらず、限られた件数及び種類の制裁しか適用されていないという懸念が存在する。更に、資金洗浄及びテロ資金供与に対する刑事上の罰金が抑止的であるかどうか疑わしい。

30. 日本の金融機関は、適切な規制及び監督が行なわれている。しかしながら、犯罪者及びその関係者が金融機関を所有或いは支配することを防止するために、フィット・アンド・プロパーテストは全ての上級管理職に適用範囲が拡大されるべきであり、証券及び保険業界においては、職業上の専門性に関する要求事項を含むべきである。加えて、両替業者及びリース業者は免許又は登録が求められていない。

31. 日本において、送金業を行なう者は銀行免許を得ることが求められており、それゆえ、報告書において、銀行に対して適用可能な FATF40+9勧告に関する懸念は、送金業に対しても適用される。地下銀行に対する罰金は、違法活動に関わる潜在的な犯罪収益と比較すると、低すぎるように思われる。

#### **予防的措置—指定非金融業者及び職業専門家(DNFBPs)**

32. 犯罪収益移転防止法は様々な種類の指定非金融業者及び職業専門家、つまり、不動産業者、貴金属及び宝石商、郵便物受取サービス業者、法律専門家(弁護士、司法書士、行政書士)、会計士及び税理士に対して適用される。しかしながら、これらの者への義務付け規定は現地調査が行なわれる 1 週間前の2008年3月1日に施行された。結果として、審査団は新たに実施された制度の実効性を評価する立場にない。金融機関に対して適用可能な資金洗浄及びテロ資金対策措置は、指定非金融業者及び職業専門家に対しても適用されるが、特に法律専門家及び会計士に対するいくつかの例外が存在する。これらの専門家は疑わしい取引の届出義務の対象となっていない。さらに、日弁連の規制では法律家に対する顧客管理義務の適用の例外が存在する。これらは不明確であり、多数の例外があると解釈されうる。これら以外に、金融機関に対して指摘されている事項は、指定非金融業者及び職業専門家に対しても同様に適用される。

#### **法人、法的取極め及び非営利組織**

33. 会社法の下では、4つの種類の会社が存在する。いずれの会社についても、法律上成立するためには、登記される必要がある。登記手続には、発起人又は社員の氏名及び住所等を記載した定款を含む様々な添付書類が必要である。登記事項に関する変更も、申請及び登記されなければならない。しかし、法人の実質的所有者及び支配者についての情報を収集する義務はない。何人も登記事項を記載したものを入手することができるが、株主名簿について所管官庁の閲覧を許容する規定はなく、

そのためには、刑事訴訟法に依拠するより他ない。

34. 1990年の商法改正以降の匿名の無記名式株式の発行禁止にもかかわらず、このような株式が依然として存在しうる。日本当局は、これらの数は極めて限定的であると推測しているが、統計を有していない。匿名の無記名式株式の他に、券面に氏名が記載されない株券を有する者については、特定がされていないか、特定の検証がされていない。

35. 信託会社は金融庁によって規制されており、犯罪収益移転防止法の下で資金洗浄及びテロ資金供与対策義務に服している。同法の顧客管理義務における重大な欠陥は、信託の受益所有権及び支配に関する透明性における深刻な問題についても暗示している。

36. 非営利団体(NPO)分野におけるテロ資金供与のリスクは日本では比較的低い。NPOは、その運用に対し、高度の透明性と公的説明責任に服しており、一般に、許可、登録または監督による包括的体制が存在する。NPOに対する、国家、地域、及び活動内容によって広範な規制者が存在する一方で、規制当局と捜査当局の連携は全体的に効果的である。しかしながら、日本は、テロ資金供与への悪用リスクや、資金洗浄及びテロ資金対策措置に関する認識向上のためのNPOセクターに対するアウトリーチ活動を行っていない。

## 国内、国際協力

37. 日本は、資金洗浄及びテロ資金対策のためFIU、法執行機関、政策立案者、監督当局を含む複数の省庁による取り組みを活用している。資金洗浄及びテロ資金供与は、国際組織犯罪及び国際テロリズムに対する広範なプログラムに組み込まれている。これは、2003年9月に設立された「犯罪対策閣僚会議」及び2001年7月に設立された「国際組織犯罪等対策推進本部」(2004年8月に「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」として改組)に主導される。この二つのイニシアティブは資金洗浄及びテロ資金対策に対する行動計画を採用する全ての関係省庁により成る。

38. 日本はウィーン条約及びテロ資金供与防止条約を締結している。パレルモ条約は署名済みで、その締結プロセスが進められているところである。国連安保理決議1267、1373及びその後継決議の実施にはギャップがある。

39. 共助に関して、日本は2つの刑事共助条約(韓国及び米国)しか署名していない。そのため、共助における最も有用な手段は、国際捜査共助等に関する法律(国際捜査共助法)である。条約がない場合、同法は外交ルートを通じた共助の請求を求めているところ、共助の中央当局である外務省は、要請を検討して意見を作成し、併せて法務省に送付する必要があるため、手続が遅れる可能性がある。加えて、要請国は日本が強制的措置をとらうようにするために、日本に対して要請している証拠が必要不可欠であることを示さなければならず、共謀罪及び法人の起訴に関する請求においては、双罰性につき柔軟な対応が困難である。様々な条約の締約国として、日本はまた、多国間に対する義務を負う。しかしながら、パレルモ条約は締結されていないので、同条約下で重大犯罪とされている犯罪に関する共助は、一般法により対

処せざるを得ない。

40. 引渡は逃亡犯罪人引渡法に規定されている。同法は、引渡犯罪が、日本及び要請国の双方において、3年以上の拘禁刑により処罰可能である場合に、引渡を認めている。同法は日本人の引渡を禁じているが、引渡条約によれば、日本人の引渡は可能であり、日本が締結した二つの引渡条約には日本人の引渡が特に含まれている。日本は韓国及び米国とのみこのような引渡条約を締結している。引渡要請の前提条件となる最低刑期は、高過ぎると思われる。また、日本は、引渡に代えて日本国民を訴追することを効果的には行っていない。

41. 双罰性が共助及び引渡の要件とされているところ、資金洗浄とテロ資金供与罪における制限が、日本の共助の範囲及び効果、引渡請求への日本の対応能力を減少させている。

42. 日本は国内当局と海外のカウンターパート間での行政上の協力を効率化させ、改善するための措置を実施している。しかしながら、FIU 間で交換される情報の件数は少ない。

## リソース及び統計

43. 日本全体として、資金洗浄及びテロ資金対策の様々な分野に、適切な経済的、人的、技術的リソースを投じている。全ての権限ある当局は、高い職業的水準を維持することを義務づけられている。一方で、FIU は STR の分析、特に最近 STR 義務の対象となった DNFBP に関する STR の分析に携わる人的リソースを増加すべきである。さらなる訓練と捜査のためのリソースが資金洗浄及びテロ資金対策を行う法執行機関に割り当てられるべきである。

44. 審査団は、必ずしも全ての省庁がそのように見受けられなかったため、国内の様々な省庁で保持されている統計が包括的または組織的に蓄積されているかどうかを判断することはできなかった。

## 表:FATF 勧告の遵守に関する評価

FATF 勧告の遵守についての評価は、2004 年のメソドロジーの4段階の評価による(「C: Compliant (履行)」、「LC: Largely Compliant (概ね履行)」、「PC: Partially Compliant (一部履行)」、「NC: Non-Compliant (不履行)」)、又は例外的な場合には「NA: Not-Applicable (適用なし)」。

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
	法体制		

<sup>2</sup> 評価の根拠は、評価が履行未満の場合にのみ示される。

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
1	資金洗浄罪	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネロンの共謀行為が犯罪化されていない。</li> <li>不法資金による合法的債務への支払いが犯罪化されていない。</li> <li>訴追のアプローチがマネロンの分野に関する組織犯罪に関する脆弱性の原因となっている。</li> </ul>
2	資金洗浄罪—認識及び法人への刑罰	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>比例性という観点で、制裁は折衷を欠いている。金融機関ではない法人に対する制裁が抑制的ではない。</li> <li>訴追件数が低いことから、訴追の実効性に疑問がある。</li> </ul>
3	没収・凍結措置	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>追徴は強制的な履行義務であるべきであり、その命令の取消のための権限は限定的であるべき。</li> <li>没収・追徴命令件数の少なさに鑑みれば、没収・差押制度には十分な効果があるように思えない。</li> </ul>
	予防的措置		
4	勧告に整合的な守秘義務	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>勧告は完全に遵守されている。</li> </ul>
5	顧客管理	NC	<p>顧客管理が求められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客管理義務に、敷居値を下回る関連する複数の取引が含まれていない。</li> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金供与の疑いがあっても顧客管理を求められない。</li> </ul> <p>求められる顧客管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関が依拠することが許されている本人確認書類の質が不明であり、自然人の場合、写真付の身分確認（もしくは写真付の身分確認が実用的でない場合、リスク増加を抑制する追加的な二次的措置）は含まれない。</li> <li>金融機関は、法人顧客の代理人として活動する自然人が当該法人から権限委任されていることを確認する義務を負わない。</li> <li>金融機関は、顧客が法人及び法的取極の場合、法人顧客の法的地位、取締役、法人又は法的取極に対して拘束力を有する定款に関する情報の入手を義務付けられていない。</li> <li>金融機関に対する、真の受益者の身元の確認及び照合に関する一般的な義務がない。</li> <li>金融機関は、顧客が他人を代理しているかどうかを判定すること、或いは当該他人の身元を確認するために、合理的な措置を採ることを義務付けられていない。</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>法人及び法的取極の場合、金融機関に対し、顧客の所有及び管理構造の把握、もしくは最終的に法人を所有又は支配する者が誰であるかの判定の義務づけがない。</li> <li>金融機関は、業務関係の目的及び意図された性質に関する情報を入手する義務を明示的に負わない。</li> <li>金融機関に対し、業務関係に関する継続的な顧客管理を義務付ける法又は規則がない。</li> </ul> <p>リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクの高い分野の顧客、業務関係、取引が強化された顧客管理の対象となっていない。</li> <li>リスクの低い分野の顧客が顧客管理義務から完全に除外されている。</li> <li>マネロン・テロ資金供与の疑いがあっても、顧客管理の措置を実施する義務がない。</li> </ul> <p>照合の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客管理の完了前に取引を行うことにより生じるリスクを最小限にするための内部管理体制(取引の件数、形態、総額の制限や強化された監視措置を含む)を構築することを求められていない。</li> </ul> <p>顧客管理の未了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、顧客管理が完了できない場合に疑わしい取引の届出の提出を検討することを義務づけられていない。</li> </ul> <p>既存顧客</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関に対し、重要性及びリスクに応じて、既存顧客に対する顧客管理措置を義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。</li> </ul>
6	PEP (外国における重要な公的地位を有する者)	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段により、金融機関に対し、顧客が PEP(外国における重要な公的地位を有する者)であるか否かを判断することが義務づけられていない。</li> <li>金融機関は、PEP との取引に伴い増加するリスクを最小限にするための具体的な措置(上級管理者の承認を求め、財産の源泉を立証すること、厳格な継続的監視を行うこと)を講じることを求められていない。</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
7	コルレス銀行業務	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関に対する以下の義務が措置されていない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) コルレス先がマネロン・テロ資金供与に関する執行措置の対象となっているか否かを確認する義務。</li> <li>b) コルレス先のマネロン・テロ資金対策に関する管理体制が適切であるか否かを評価する義務。</li> <li>c) コルレス先との業務関係の確立にあたって上級管理者の承認を求める義務。</li> <li>d) 相互の金融機関のマネロン・テロ資金対策の責任を文書化する義務。</li> </ul> </li> </ul>
8	新技術及び非対面取引	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関は、マネロン・テロ資金供与を目的とした技術革新の利用を最小限にするための方針及び手続きを策定することを明示的に求められていない。</li> <li>・ 非対面取引における(顧客の)身分確認及び照合に関する義務が十分でない。</li> </ul>
9	顧客管理措置の第三者依存	N/A	(適用なし)
10	記録保存	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少額取引が記録保存の対象から除かれている。</li> <li>・ 金融機関に業務書簡ファイル及び口座情報ファイルの保存義務が課されていない。</li> <li>・ 金融機関は記録された情報が適時に関係当局に利用可能とすることを確保することが求められていない。</li> </ul>
11	通常でない取引	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関に対し、明白な経済的又は法的な目的のない全ての複雑な取引、異常な大口取引、又は異常な取引形態に対し、特別の注意を払うことを義務付ける法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段がない。</li> <li>・ 金融機関はそのような取引について、調査し、調査結果を文書化し保存する義務がない。</li> </ul>
12	DNFBP (指定非金融業者及び職業専門家)における顧客管理	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関における顧客管理(勧告5)における指摘事項は DNFBP にも該当する。</li> <li>・ 勧告6、8、11に関する義務が DNFBP に適用されていない(勧告9は適用なし)。</li> <li>・ 日弁連の会則は、非対面の取引についての不十分なガイダンスであり、広範囲の受入可能な文書(不特定の「信頼の置ける私的団体」により作成された文書を含む)に弁護士が依拠できるようにしている。</li> <li>・ 日弁連の会則2条の顧客管理義務の除外範囲が不明確であり、多数の取引が除外されると解釈できうる。</li> <li>・ 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士の顧客の顧客管理に、FATF 勧告にない、一定の金額以下の取引を除外する除外規定がある。</li> <li>・ 弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<p>士は、疑わしい取引の届出義務を課されていないので、疑わしい取引の届出義務の対象業種として、同届出制度の一環として課せられる、通常でない取引又は大口取引の監視に関する間接的な義務が適用されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客管理義務違反に対する制裁制度は実証されていない。</li> </ul>
13	疑わしい取引の届出 (STR)	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証会社が疑わしい取引の届出義務の直接的な対象となっていない。</li> <li>特定のカテゴリーの金融機関(保険及び証券業界を含む)からの疑わしい取引の届出件数が少ない。</li> </ul>
14	届出者の保護・情報漏洩	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員、管理職及び従業員は、法律で第三者への情報漏洩が禁止されておらず、それに対する制裁されていない。</li> <li>役員、管理職及び従業員は、企業経営者に適用される行政命令に違反した後でなければ、顧客やその関連する者に情報を漏洩することは法で制裁されない。</li> <li>第三者への情報漏洩に適用される制裁は、あまりにも低く抑制的ではない。</li> </ul>
15	内部管理、法令遵守、監査	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、マネロン・テロ資金対策のための内部管理制度を採用・維持することを明示的に義務付けられていない</li> <li>マネロン・テロ資金対策に関するコンプライアンス担当者(上級管理職レベル)の指定するための法律上又は規制上の義務がない。また、これらの担当者の役割、責任(顧客の本人確認、他の顧客管理情報及び取引記録への適時なアクセスを含む)に関するガイダンスがない。</li> <li>金融機関は、(マネロン・テロ資金対策関連の)手続き、施策及び管理の遵守をテストするための独立した監査機能を維持することを明確に求められていない。</li> <li>手続き及び方針を必要に応じてアップデートすることが求められていないとともに、これらの手続き及び方針の利用について研修を受けるべき従業員に伝達することが義務付けられていない</li> <li>職員の採用の際に、高い規範を維持するための選考過程を採用することが義務付けられていない。</li> </ul>
16	DNFBP による疑わしい取引の届出	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律専門家及び会計士が疑わしい取引の届出義務の対象となっていない。</li> <li>疑わしい取引の届出制度の実効性は未だ検証されていない。</li> <li>勧告14の適用が金融機関について限定されていることは DNFBP についても適用される。</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告15及び21は DNFBP に適用されていない。</li> <li>・ DNFBP を所管する省庁によるマネロン・テロ資金対策のための適切な内部管理に関するガイダンスやマネロン・テロ資金対策の監督に関するオンサイト、オフサイトのプログラムを策定していない。</li> </ul>
17	制裁措置	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告2のマネロンのための刑事上の罰金の抑止力に関する懸念がここでも適用される。</li> <li>・ 金融機関(銀行、金融商品取引業者、先物取引業者)に対する制裁の適用件数が少ない。また、その他の金融機関に対する制裁の適用がない。</li> </ul>
18	シェルバンク	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関がシェルバンクとのコルレス銀行業務関係の確立、又はそれを継続することについて明確な禁止規定がない。</li> <li>・ 金融機関に対し、外国に所在するコルレス先金融機関が、その保有する口座をシェルバンクに利用させないことについて、十分に確認することを求める明示的な規定がない。</li> </ul>
19	他の報告様式	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告は完全に遵守されている。</li> </ul>
20	他の職業専門家及び安全な取引技術	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告は完全に遵守されている。</li> </ul>
21	高リスク国への特段の注意	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関は、法律若しくは規則又は他の執行力を伴う手段において、FATF勧告を適用していないか又は適用が不十分な国との業務関係および取引に対して特段の注意を払うことを義務付けられていない。</li> <li>・ そのような国との取引に明白な法目的を有さない場合、金融機関には取引相手を調査し書面化する義務がない。</li> <li>・ 金融機関にはそのような国との取引のリスクを軽減する特定の対抗措置を実施する義務がない。</li> <li>・ 日本には、FATF 勧告を適用しない又は適用が不十分な国への対抗措置を実施する枠組みがない。</li> </ul>
22	海外支店・現法	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関は、その海外子会社が、本国の義務及びFATF 勧告と整合的なマネロン・テロ資金対策のための措置を遵守することを確保する明示的な義務が課されていない。</li> <li>・ 金融機関は、FATF勧告を適用していない、又は適用が不十分な国に所在する支店及び子会社が上述の本国の要請及び上記原則を遵守していることに特段の注意を払うことを義務付けられていない。</li> <li>・ 海外支店又は海外子会社は、本国と現地でマネロン・</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<p>テロ資金対策の義務が異なる場合、より高い方の基準を適用することを明示的に義務付けられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関は、その海外支店又は海外子会社が、現地の法律・規則で禁止されていることを理由に、適切なマネロン・テロ資金対策を遵守できない場合に、本国の関係当局にその旨を報告することを明示的に義務付けられていない。</li> </ul>
23	規制、監督、監視	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>両替業者およびリース会社に免許または登録の義務がない。</li> <li>両替業者には取引額が一定の敷居値を超えた場合の報告義務があるが、両替業者、特に個人の両替業者が報告義務を怠った場合への対処が十分でない。</li> <li>コア・プリンシプルの対象となる金融機関の上級管理者の一部でなく全員に、フィット・アンド・プロパー要件が明確に適用されるべきである。</li> <li>銀行については、取締役のみならず上級管理者も明確にフィット・アンド・プロパー・テストの対象とされるべきである。</li> <li>証券会社及び保険会社については、フィット・アンド・プロパー・テストに専門性に関する要件が含まれるべきである。</li> </ul>
24	DNFBP ー 規制、監督、監視	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な関係行政当局によるマネロン・テロ資金対策の規制及び監視体制の実効性については、未だ検証されていない。</li> <li>関係行政当局は適切な権限を付与されているが、DNFBPs はマネロン・テロ資金対策に関する正式な監督対象となっていない(例 オフサイトモニタリング、定期的な立入検査)。</li> </ul>
25	ガイドライン及びフィードバック	LC	<p>金融機関(STRに係るガイダンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(疑わしい取引の)届出機関に対する具体的又はケース・バイ・ケースのフィードバックがない。</li> <li>保険及び証券業界による疑わしい取引の届出を促進するための取組が行われていない。</li> </ul> <p>金融機関(STR以外のガイダンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関については勧告は完全に満たしている。</li> </ul> <p>DNFBPs</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DNFBPs のマネロン・テロ資金対策の義務に関する監督ガイドラインが発行されていない。</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
	機構及び他の措置		
26	FIU	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JAFIC は、疑わしい取引の届出情報の分析に関わる十分な人的リソースを欠いている。</li> <li>・ JAFIC による STR 分析を行うにあたり、国境を越える通貨の移動に関する報告書へのアクセスがない。</li> <li>・ JAFIC は、法執行機関への提供及び金融機関及び DNFBPs へのフィードバックのために、タイポロジー及びメソドロジーに関する戦略的分析能力を高めるべきである。</li> </ul>
27	法執行当局	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネロン・テロ資金対策を行う法執行機関は、訓練及び捜査のための更なるリソースが必要である。</li> </ul>
28	関係当局の権限	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告は完全に遵守されている。</li> </ul>
29	監督当局	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効性に関する以下の問題がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 銀行、証券、保険及び協同組織金融機関の中核分野を除き、いくつかの分野の金融機関では、過去5年間にごく限られた件数の検査しか行われていない。</li> <li>－ 監督当局は、マネロン・テロ資金対策に関する義務違反に対する制裁権限を有するとともに、幅広い制裁が利用可能であるにもかかわらず、これまで課された制裁の件数及び種類は限定的である。</li> </ul> </li> </ul>
30	資源、統合性、訓練	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JAFIC は疑わしい取引の届出情報の分析に関わる人的資源を増加させる必要がある。</li> </ul>
31	国内関係当局間の協力	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税関当局のマネロン・テロ資金対策制度への関与は不十分であり、国境を越える通貨の移動に関する報告を FIU が利用できるようにすべきである。</li> <li>・ 疑わしい取引の届出情報の提供を除けば、国内的協力・調整の中心的役割において、JAFIC の作業の質を評価するのは時期尚早である。</li> </ul>
32	統計	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネロンの有罪判決を受けた法人に適用された制裁、前提犯罪及びマネロンの有罪判決を受けた人数、薬物犯罪及び犯罪収益隠匿の起訴 (dual prosecution) 件数、没収・追徴・保全事案の上訴件数についての統計がない。</li> <li>・ 実効性: 日本の当局は、要求に応じて統計を提出できるようだが、体系的に維持されているか不確かである。</li> </ul>
33	法人－受益	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社の受益所有権及び会社の支配権に関する情報を</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
	所有者		<p>収集する義務がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式所有者登録へのアクセスは警察の一般的な権限に依存している。</li> <li>・ 会社法上の株式は株主が特定がされていないか、株主の身元が検証できておらず、また、完全に匿名の無記名式株券が存在している。</li> </ul>
34	法的取極一 受益所有者	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益所有者を特定するための顧客管理義務(勧告5)の重大な欠陥は、信託の受益所有者及び支配権に関する透明性における重大な困難を示唆する。日本は、信託及び他の法的取極めの受益所有権及び支配権の構造に関する透明性を確保する仕組又は措置を実施していない。</li> <li>・ 法執行当局は信託に関する情報の入手権限を有するが、顧客管理義務の問題点を考慮すれば、入手した情報に真の信託の受益所有権及び支配権が実質的に反映されているかどうかは明らかではない。</li> </ul>
	国際協力		
35	条約	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本はパレルモ条約を締結していない。</li> <li>・ 日本は、テロ資金供与防止条約に定める、テロリストの資金(funds)(他の財産を含む)に関する凍結義務を十分に実施していない。</li> </ul>
36	法律上の相互援助	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際捜査共助法上の共助要請につき、外交チャンネルを通じてなされることが要求されていることは過度の負担である。入手した証拠の移送に関する意見の提供が要求されることが、要請を受け入れてからのプロセス全体への負担になっている。</li> <li>・ パレルモ条約の多国間条項に基づく法律上の相互援助の欠如は、(要請国に対し)ほとんどの重大犯罪について事件ごとの要請を行うことを強いている。</li> <li>・ 二国間の刑事共助条約の少なさは、国際捜査共助法の手続における事件ごとの要請の必要性を増加させており、要請を遅延させる可能性がある。</li> <li>・ 日本は、正当な業務上の秘密を主張する明確な手段を有さず、共助を阻害させる可能性がある多くの保護される人物のカテゴリーを有している。</li> <li>・ 要請国に強制措置が与えられる前に証拠が不可欠である旨を証明させる義務は、効果的な共助への大きな障壁となっている。</li> <li>・ 双罰性は共助にあたり要求されており、マネロンやテロ資金の罪の限界が日本による共助の範囲及び効率性を減じている。</li> </ul>
37	双罰性	PC	法律上の相互援助

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の国際捜査共助法における双罰性の要件は、共謀罪や法人の起訴など特定のケースにおいて、障壁となっている。</li> </ul> <p>引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本は共謀罪を有していないとともに、共謀罪で邦人を国内で訴追する権限を有しない。</li> <li>日本の双罰性と引渡の刑期の下限は、詐欺又は恐喝といった組織犯罪犯の引渡の可能性を含まない。</li> </ul>
38	外国からの要請による資産凍結等	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本は、没収財産の没収後の活用、又は追徴命令について検討すべきである。</li> <li>双罰性が要求されるため、マネロンやテロ資金に係る罪の限界が、共助に関する没収、差押、凍結についての日本の能力の範囲、効率性を制限している。</li> </ul>
39	犯人引渡	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪人引渡に必要な最低刑が高すぎる。</li> <li>日本は、邦人の引渡の代替措置としての(国内における)邦人の訴追を効果的に行っていない。</li> <li>双罰性が要求されるため、マネロンに関する罪の限界が、日本の引渡要請への対応能力を制限している。</li> </ul>
40	他の国際協力	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外のカウンターパートとの疑わしい取引の届出についての情報交換が非常に少ない。</li> <li>FIU を除き、権限ある当局と海外のカウンターパートとの国際協力の実効性を示すための利用可能な統計がない。</li> </ul>
9つの特別勧告			
I	国連諸文書の批准	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資金(funds)」という用語は、「資金及びその他の財産」を十分にカバーしていない。</li> <li>国連安保理決議 1267 は部分的に実施されているが、外国為替規制に基づくものであり、また、資金に限定されている。</li> <li>国連安保理決議 1373 は部分的に実施されているが、外国為替規制に基づくものであり、また、資金に限定されている。</li> </ul>
II	テロ資金供与の犯罪化	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>「資金(funds)」の限定的な定義。</li> <li>非テロリストによる、テロリストのための資金の収集が犯罪化されていない。</li> <li>間接的な資金の提供・収集がカバーされているか不明確である。</li> <li>テロ行為以外の目的で、テロ組織及び個々のテロリストのために資金を収集・提供することが法律で犯罪化されていることが明確ではない。</li> </ul>
III	テロリストの	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>外為法の許可制は、(i)外貨建取引、日本にいる非</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
	資産の凍結・没収		<p>居住者や海外との取引がなされる場合が対象であるため、それ以外の場合に国内資産が利用可能となる可能性があること、(ii)居住者による指定されたテロリストに対する支援を対象にしていないことから、テロリストの資産が遅滞なく凍結されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>没収・追徴保全命令の期限が限られていたり、30日以内に起訴する義務や、更新を適用する義務があるので、「遅滞なく」テロリストの資産を凍結することができない。</li> <li>テロ資金処罰法に広義の「funds」の定義が欠けていること、組織犯罪処罰法の「犯罪収益」の定義が限定的であることから、テロリストによって利用されうる他の資産を凍結できない危険がある。</li> </ul>
IV	疑わしい取引の届出	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用保証協会は、疑わしい取引の届出義務が直接に課されていない。</li> <li>金融機関の特定の部門(保険及び証券業界を含む)からの疑わしい取引の届出件数が少ない。</li> </ul>
V	国際協力	PC	<p>法律上の相互援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本は、外為法の許可制度に基づき、全資金及び他のテロリストの資産の凍結を、効果的に行っていない。</li> <li>日本がテロ資金供与処罰法によりカバーされている「資金」以外の資産に対する外国からの要請に基づく没収命令を執行するための権限には疑義がある。</li> <li>国際捜査共助法に基づく共助の前提条件である双罰性を満たす必要があるため、資金以外の資産に対し、外国からの要請に基づく没収命令が利用できない。</li> <li>双罰性が共助にあたって要件とされるため、マネロンとテロ資金に関する罪の限界が、日本による共助の範囲及び効率性を減ずる。</li> </ul> <p>引渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外為法上の最高刑期は3年であるため、引渡しの対象犯罪でないと解されうる。</li> <li>テロ資金処罰法の「資金」の定義に、「その他の財産又は資産」を含めなかったことは、引渡し可能な「その他の財産又は資産」に関する条項がないという議論になるリスクがある。</li> <li>双罰性が要件とされるため、マネロンとテロ資金に関する罪の限界が、日本の引渡要請への対応能力の範囲及び効率性を制限する。</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<p>国際協力の他の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告 40 の評価の基となる要因は特別勧告5にも有効である。</li> </ul>
VI	送金サービスへのマネロン対策義務	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行に対して適用可能な FATF 勧告の実効性のある実施に関する懸念は、MVT (money or value transfer) オペレーターとしての銀行の機能に対しても適用される。</li> <li>・ 地下銀行に対する罰金は、地下銀行による潜在的な犯罪収益に比べて、低いように思われる。</li> </ul>
VII	電信送金のルール	LC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関は、国内送金における送金人の口座番号又は固有の取引に関する参照番号を伝達することを法令上義務付けられていない。</li> <li>・ 金融機関は、送金人情報を、所轄官庁に対しては3営業日以内に、日本の法執行機関に対しては即座に利用可能にすることが法令上明示的に義務づけられていない。</li> <li>・ 被仕向金融機関は、被仕向電信送金が完全な送金人情報を含んでいることを確認する義務を課されていない。また、疑わしい取引の届出を満たすこと、適切な場合、業務関係を取り消すことの検討を要求されていない。</li> </ul>
VIII	非営利団体 (NPO)	PC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO セクターにおけるテロ資金供与のリスク及び予防措置に関するアウトリーチが行われていない。</li> <li>・ 警察が、優遇税制措置を受けている NPO に関する税の記録に適時にアクセスするにあたってはいくつかの障害がある。</li> <li>・ 社会福祉法人は事務所の所有者の変更を適時に更新することを求められていない。</li> </ul>
IX	国境における申告及び開示	NC	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本は、通貨や譲渡可能な支払手段(以下、通貨等)の越境移動に対するマネロン・テロ資金対策の執行能力を確立することが必要である。</li> <li>・ 越境報告は個人による運搬にのみ関連しており、通貨等のあらゆる形態による物理的な越境を含めるために拡大されるべきである。</li> <li>・ 税関は、通貨等の出所や用途に関連する情報を運搬人に要求し、それを入手するための権限を必要とする。</li> <li>・ 日本は、マネロン・テロ資金供与の証拠が発見されるか否かを確かめるために、職員による通貨等の阻止又は制止を合理的な期間可能にする一般条項を設けるべきである。</li> </ul>

40 の勧告			
	勧告の概要	評価	評価の根拠 <sup>2</sup>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通貨等の越境の報告に関する情報を、適時に FIU が利用可能な状態とする必要がある。</li> <li>・ 越境報告違反に関する罰則の対象を、法人、企業の取締役および上級管理者に拡大する必要がある。</li> <li>・ 日本は、マネロン・テロ資金供与の疑いのある収益及び手段の差押えに関する規定を設ける必要がある。</li> <li>・ 日本は、通貨等の源泉、仕向地、移動の目的を立証する観点で、外国と協力する能力を構築する必要がある。</li> </ul>

本概要は金融活動作業部会の責任で作成されたものであり、日本政府の見解を示すものではない。